

## 第2章 詳細設計・入札

### 2. 第三国製品の調達

#### (1) 第三国製品の調達の考え方

無償資金協力事業における資機材等の生産物や役務の調達適格国は、G/Aにより規定されます。具体的には、「日本国または被援助国」とし、相手国又はJICAが必要と認める場合には、第三国製品の調達も可能です（ここでいう調達適格国とは、2. (3)で説明する原産地国をいう）。

#### (2) 第三国製品の調達要件

第三国製品の調達が認められる要件としては、原則として次の1)～4)のいずれかを満たす必要があります。

- 1) 調達すべき製品が日本または被援助国で製造されていない場合。
- 2) 日本または被援助国で製造されてはいるが、調達対象を日本または被援助国と限定することによって、入札において競争が成立せず、公正な入札が確保されない恐れが大きい場合。
- 3) 調達適格国を日本または被援助国に限定することで、機材本体価格又は輸送費等の関係で著しく高価なものとなり、経済的合理性がない場合。
- 4) 調達すべき製品の品質に加え、引き渡し後の運営・維持管理体制の観点から、日本又は被援助国に限定した場合、十分な維持管理が困難となると予測される場合  
・相手国の技術水準、製品の普及状況、運営・維持管理体制  
・修理・アフターケア体制（代理店等）、部品・消耗品の供給・流通状況
- 5) 調達の緊急性等やむを得ない事情がある場合。

#### 2016年1月調達ガイドライン

上記をより明確化し、入札の競争性、経済合理性及び品質を考慮し、第三国製品の調達を検討し、入札図書に定める旨を規定しています。

#### (3) 原産地国の定義

無償資金協力における原産地国／地域（以下、「原産地国」と呼びます。）の定義にあたっては、わが国の関税法基本通達第68条3の5項の規定を準用し、次のいずれかに該当する国を、原産地国とします。

- 1) 当該物品につきその全部を生産した国
- 2) 当該物品の生産が二国以上にわたる場合には、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を最後に行った国。（単なる部品の組立ては実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為とは見なさない。）

#### 2016年1月調達ガイドライン

上記について、原産地の定義について、入札指示書に明記しました。

#### (4) 現地製品の定義

現地製品については、基本的には上記「原産地国」の定義を「現地製品」に適用すればよいこととなりますが、以下の点に留意する必要があります。不明な点があれば事前にJICAに相談して下さい。

- 1) 「現地代理店を通して現地調達する場合」について、メーカーによっては現地に総代理店をおいて商権を与え、当該代理店を通じなければ資機材の購入ができない（アフターサービス等を提供しない）仕組みになり、現地にて購入せざるを得ない場合がありますが、現地での購入であったとしても、「機材」の原産地が第三国である場合には、第三国製品として取り扱うものとします。
- 2) 施設案件において、特定の調達適格国を指定することは想定していませんが、組み込み機材や資材の調達適格国を指定する必要がある場合には、上記1)と同様の手続きをとる必要があります。また、業者契約書にも「Country of Origin」を忘れずに追加して下さい。

#### (5) 第三国製品の調達手続き

##### 2015年4月調達ガイドライン以前

機材の調達適格国に第三国を含める場合には、発注者(被援助国)は、第三国からの調達を希望する製品名、原産地国名、その理由を明記した要請書を提出し、入札又はP/Q公示前に、JICAの承認を得る必要があります。

なお、この過程において、コンサルタントは、発注者(被援助国)の受任者として、この要請に係る技術的意見書（価格が有利なことが理由であれば見積額を比較し、その他の場合も理由を詳述）を付し、JICAに報告します。

なお、調達適格国に第三国が想定される品目がある場合、入札図書には対象となる品目名、妥当と認められた原産地国を明示することが必要です。また、実際に第三国製品を調達する場合は、業者契約書に、原産地国を明記するよう留意してください。

##### 2016年1月調達ガイドライン

個別の手続きではなく、入札図書の同意の段階にその他の確認・同意事項と合わせて、JICAの確認及び同意を得ることとします。